

○防府市犯罪被害者等支援条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

規則第十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、防府市犯罪被害者等支援条例（平成二十四年防府市条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金の対象者)

第二条 条例第九条に規定する被害者は、警察署において被害届等により被害を受けたことが確認できる者とする。

(遺族支援金の支給の申請)

第三条 条例第十二条第一項の規定により遺族支援金の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、条例第十条に規定する遺族の範囲及び順位に従い、遺族支援金支給申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

一 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

二 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

三 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第一順位遺族であることを証明することができる書類

四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときにおいて、それらの者の代表者は前項に規定する申請書に遺族支援金代表受給者選任届（第二号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(傷害支援金の支給の申請)

第四条 条例第十二条第一項の規定により傷害支援金の支給の申請をしようとする

者は、傷害支援金支給申請書（第三号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- 一 負傷し、又は疾病にかかった日、治療に要する期間及び負傷又は疾病の状態に関する医師の診断書
- 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(支給決定等の通知等)

第五条 市長は、条例第十四条第一項の規定により支援金を支給し、又は支給しない旨の決定を行ったときは、速やかに支援金支給（不支給）決定通知書（第四号様式）によりその内容を当該申請した者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金を支給する旨の通知をするときは、当該支援金の支給を受けるべき者に対し、併せて支援金支払請求書（第五号様式）を交付するものとする。  
(支払の請求)

第六条 支援金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第二項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。  
(居住支援の対象者等)

第七条 条例第十八条の犯罪被害者等は、警察署において被害届等により被害を受けたことが確認でき、かつ、現に住宅に困窮していることが明らかな者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった者
  - 二 現在居住している住居又はその付近において犯罪等が行われたために当該住居に居住し続けることが困難となった者
- 2 前項の規定に該当する犯罪被害者等が市営住宅に入居することができる期間は、原則として六月以内とする。  
(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

遺族支援金支給申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
被害者との関係（ ）  
電話番号

防府市犯罪被害者等支援条例第12条第1項の規定により、遺族支援金の支給を受けたいので申請します。

支援金支給事務等において必要な事項について、関係機関等へ照会することに同意します。

被 害 者	住 所	防府市		
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	年齢	男・女
被害の発生を知った日	年 月 日			
犯罪発生日時	年 月 日	午前・午後	時 分	頃
犯罪発生場所				
死亡年月日	年 月 日			
被害を受けた時の状況				
警察の受理等 年 月 日	年 月 日（ ） （ ）警察署 受理番号（ ）			
第一順位 遺族	氏 名	続 柄	住 所	

添付書類

防府市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条第1項各号に掲げる書類

第2号様式（第3条関係）

遺族支援金代表受給者選任届

年 月 日

（宛先）防府市長

（代表受給者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

私（達）は、下記の遺族と協議し遺族支援金の代表受給者となりましたので、防府市犯罪被害者等支援条例第10条第4項及び防府市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条第2項の規定により届け出ます。

なお、支援金の受給に係る調整については遺族間で行うこととし、市に対し異議を申し出ることはありません。

記

（同意者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

（同意者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

（同意者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

（同意者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

第3号様式（第4条関係）

傷害支援金支給申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
被害者との関係（ ）  
電話番号

防府市犯罪被害者等支援条例第12条第1項の規定により、傷害支援金の支給を受けたいので申請します。

支援金支給事務等において必要な事項について、関係機関等へ照会することに同意します。

被 害 者	住 所	防府市		
	ふりがな			
	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日	年齢	
被害の発生を知った日		年 月 日		
犯 罪 発 生 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分頃		
犯 罪 発 生 場 所				
被害を受けた時の状況				
警察の受理等 年 月 日	年 月 日（ ） （ ）警察署 受理番号（ ）			

添付書類

防府市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条各号に掲げる書類

第4号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

支援金支給（不支給）決定通知書

様

防府市長



年 月 日付けで申請のありました遺族支援金・傷害支援金について、下記のとおり決定しましたので、防府市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 支給します  
支援金の額 円
- 2 支給できません  
(理由)

注1 この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に行政事件訴訟法の規定により防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第5条、第6条関係）

年 月 日

支援金支払請求書

（宛先）防府市長

請求者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付けで支給決定のあった遺族支援金・傷害支援金について、  
下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 支払方法

① 口座振替

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1：普通 2：当座
口 座 名 義 カタカナで 記入願います							

② 現金払

第 1 号様式 (第 3 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

第 5 号様式 (第 5 条、第 6 条関係)